

令和2年11月2日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）の
一部改正について

平素は、本市障がい福祉行政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

このため、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（以下「4月7日付事務連絡」という。）等において、社会福祉施設における感染拡大防止の留意点について、お示してきたところです。

今般、4月7日付事務連絡について、別紙のとおり一部改正が行われましたので、ご参照いただき、感染拡大防止対策と職員への注意喚起や健康管理の徹底に、引き続き努めていただきますようお願いいたします。

今回の主な改正点ですが、障がい者支援施設・障がい児入所施設における施設内での面会の実施につきまして、これまで「感染経路の遮断という観点から」緊急やむを得ない場合を除き制限することとされていましたが、「感染経路の遮断」に加えて「つながりや交流が心身の健康に与える影響」という観点から、今後は、地域における感染症の発生状況等を踏まえ、対応を検討することとされました。面会を実施される場合は、今回新たに追加された面会を実施する場合の留意事項を踏まえ、十分な感染防止対策を行ったうえで、

実施していただきますようお願いいたします。その他、今回改正の詳細については、別添をご覧ください。

なお、万が一事業所において感染等事案が発生した場合には、保健所との連携や施設内等での情報共有、感染症対策を優先していただきながら、可能な限り速やかに下記の報告先へ報告していただきますようお願いいたします。

【感染等事案が発生した場合の報告先】

※平日の9：00～17：30までは

○大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

電話：06-6241-6527

(ガイダンスが流れた後「4」を押してください)

※上記以外の時間帯はこちら

○メールアドレス：corona-kaigo@city.osaka.lg.jp

【添付資料】

- ・令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正
- ・(概要) 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
- ・(参考) 4月7日付事務連絡からの改正点

《ご参考》

- ①大阪市ホームページにおいて、社会福祉施設等関係者の方向けに、感染症対策の動画やチェックリスト、万一感染等事案が発生した場合の本市への報告方法等を掲載しておりますのでご活用ください。

【大阪市ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応等について」】

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

- ②大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関する研修」の動画を配信しております。新型コロナウイルス感染症の基本と感染対策のポイントをわかりやすく解説するとともに、社会福祉施設等における感染対策として、施設・事業所内で取り組むべき感染予防対策が示されていますので、ぜひご視聴いただき、日々の感染予防対策にお役立てください。

https://wel-osaka.com/social_welfare_lecture.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel:06-6208-8071 Fax:06-6202-6962

障がい支援課 Tel:06-6208-7986 Fax:06-6202-6962

運営指導課 Tel:06-6241-6527 Fax:06-6241-6608